

## 野焼きは原則できません！

### 野焼きは法律で禁止！

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを野焼きと言い、廃棄物の処理および清掃に関する法律で原則として禁止されています。

野焼きには、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素堀の穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど野焼きに該当するものと考えられます。

### ダイオキシン類とは？

#### 環境への影響

野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかないため、燃やすものによっては有毒物質であるダイオキシン類の発生原因になるとも言われています。

#### 周囲への影響

野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。火の粉の飛散による火災の危険性も非常に高くなります。

#### 罰 則

野焼きを行った者には5年以下の懲役、1,000万円（法人は3億円）以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます。（廃棄法第25条第1項）

### むつ・下北管内での事例報告から

Q：海水浴後、暖を取りたいので流木など、燃やしてよいか？

A：漂着物（流木や海岸のごみ、廃プラスチックなど）は燃やしてはいけません。薪など燃やすならよい。

Q：たき火をしたいがよいか？

A：小規模な落ち葉たきなど軽微なものはよいが、廃材はもちろん、紙くずやビニールなどは燃やしてはいけません。（廃材とは家屋や小屋などを解体したものです。）

※環境省の通知により野焼きの例外として農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの〔畔（あぜ）の草および下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却など〕のほか、どんと焼きなど風俗習慣上または宗教上行われる廃棄物の焼却、たき火その他の日常生活を営む上で通常で軽微なものなどについては、野焼き禁止の対象外となりますが、近所迷惑をかけるような行為はやめましょう。

法で定められている野焼きをする方は、佐井消防分署へ必ず連絡（火入れ届）してください。

上記についてご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

【お問合せ】住民・環境部門 担当：品田、宮澤（奈）  
佐井消防分署 ☎ 38-2266

ダイオキシン類は、主に物が燃焼することによって発生し、大気中に放出されます。

そのダイオキシン類が、田畑に拡散し、土壌や湖沼や海の底泥に蓄積します。この蓄積されたダイオキシン類が、魚介類や農作物へ直接さらされ、人間の口に入ってしまうます。

## 全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間のお知らせ

法務省人権擁護局および全国人権擁護委員連合会が全国一斉に相談日を設け「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」を通じて高齢者、障がい者の人権相談を下記のとおり開設します。

◎日 時 9月10日(月)から9月16日(日)までの7日間

午前8時30分から午後7時まで

土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

◎電 話 全国共通人権相談ダイヤル

☎ 0570-003-110（ゼロゼロみんなのひやくとおばん）

◎内 容 高齢者や障がい者に対する虐待などに関する電話相談

【お問合せ】青森地方法務局人権擁護課 ☎ 017-776-9024

住民・環境部門 担当：品田